

平成十八年十一月十七日受領
答弁第一四四号

内閣衆質一六五第一四四号

平成十八年十一月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 河野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出内閣総理大臣秘書官、内閣総理大臣補佐官に対する外務審議官の認識に関する質問に対する答弁書

一について

内閣総理大臣秘書官は、内閣総理大臣の命を受け、秘書的業務に従事しているところである。

二及び六について

御指摘の記述については、外務省として承知している。

三及び七について

外務省として御指摘のような発言が行われた事実はないと承知している。

四、五及び八について

外務省として御指摘のような評価又は認識は有していない。

九について

御指摘の個人の経歴について、外務省としてお答えする立場にない。

十について

外務省として御指摘の外務審議官に確認した。

十一について

外務省としては、正直さは、外務省職員に求められる資質の一つであると考えている。